

重要事項説明書（契約概要）

- 「重要事項説明書（契約概要）」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。
- 契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、『[ご契約のしおり・約款](#)』に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1. 保険商品の特長としくみ

●基本事項

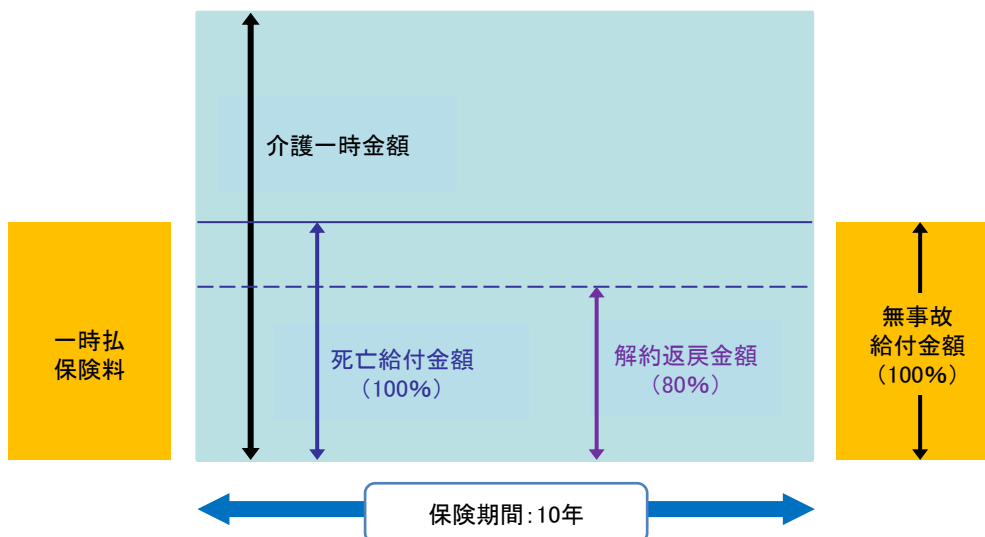
正式名称	低解約返戻金型介護認定一時金給付保険（一時払）(11)
ペットネーム	愛する家族のために みんなの一時払介護保険

お申込みいただく保険契約のご契約内容、個別の保険料等については、提案書や申込書にてご確認ください。

●保険商品の特長

- ・ 公的介護保険制度に定める所定の要介護状態に該当していると認定され、その効力が生じたときに一時金を受け取ることができます。
- ・ 保険期間10年の一時払専用商品です。
- ・ 被保険者が保険期間中に亡くなられ、かつ、保険期間中に介護一時金が支払われなかったときには、一時払保険料と同額の死亡給付金が支払われます。
- ・ 被保険者が保険期間満了時に生存され、かつ、保険期間中に介護一時金が支払われなかったときには、一時払保険料と同額の無事故給付金が支払われます。
- ・ 保険期間を通じて解約返戻金額を一時払保険料相当額の80%とすることにより割安な保険料になっています。

《しくみ図》



※ 介護一時金額は、被保険者の契約時年齢、性別、保障の型、一時払保険料等により決定されます。
(保障の型については次のページをご参照ください。)

※ 解約返戻金額に関する括弧内の数値は、一時払保険料相当額に対する割合を表しています。

※ 死亡給付金額および無事故給付金額に関する括弧内の数値は、一時払保険料に対する割合を表しています。

2. 主契約の保障内容について

詳細は『[ご契約のしおり・約款](#)』をご参照ください。

●保障内容

お支払いする給付金等	支払事由	支払金額	受取人
介護一時金	責任開始日(または復活日)以後の傷害、または疾病を原因として、保険期間中に、 <u>公的介護保険制度による要介護認定を受け、所定の要介護状態に該当していると認定され、その要介護認定の効力が生じたとき</u>	介護一時金額	被保険者
死亡給付金	被保険者が保険期間中に <u>死亡し</u> 、かつ、 <u>保険期間中に介護一時金が支払われなかったとき</u>	一時払保険料と同額	死亡給付金受取人
無事故給付金	被保険者が保険期間満了時に <u>生存し</u> 、かつ、 <u>保険期間中に介護一時金が支払われなかったとき</u>	一時払保険料と同額	ご契約者

給付金等のお支払いには所定の免責事由があります。

●給付金のお支払いについての留意事項

介護一時金	<ul style="list-style-type: none"> 「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度のことをいいます。 介護一時金の支払事由となる公的介護保険制度に規定される「要介護状態」とは、保障の型に応じて以下のとおりです。 								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保障の型</th> <th>介護一時金の支払事由となる公的介護認定要介護状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I型</td> <td>公的介護保険制度に定める要介護3以上の状態</td> </tr> <tr> <td>II型</td> <td>公的介護保険制度に定める要介護4以上の状態</td> </tr> <tr> <td>III型</td> <td>公的介護保険制度に定める要介護5の状態</td> </tr> </tbody> </table>	保障の型	介護一時金の支払事由となる公的介護認定要介護状態	I型	公的介護保険制度に定める要介護3以上の状態	II型	公的介護保険制度に定める要介護4以上の状態	III型	公的介護保険制度に定める要介護5の状態
	保障の型	介護一時金の支払事由となる公的介護認定要介護状態							
	I型	公的介護保険制度に定める要介護3以上の状態							
	II型	公的介護保険制度に定める要介護4以上の状態							
III型	公的介護保険制度に定める要介護5の状態								
<ul style="list-style-type: none"> 「要介護認定の効力」とは、介護保険法第27条第8項における効力のことをいい、要介護認定は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生じます。 									



- 介護一時金が支払われた場合には、被保険者が介護一時金の支払事由に該当したときから、ご契約は消滅したものとみなします。
- 被保険者が死亡したときには、ご契約は消滅します。

3. 付加できる特約について

主契約には、以下の特約を付加することができます。
各特約についての詳細は『[ご契約のしおり・約款](#)』をご参照ください。

特約名	お支払いする保険金	支払事由
リビング・ニーズ特約	特定状態保険金	<u>余命6か月以内</u> と判断されたとき

特約名	お取扱内容
指定代理請求人特約	介護一時金等の受取人である被保険者が、介護一時金等を請求できない所定の事情があるときに、介護一時金等の受取人に代わり、 <u>指定代理請求人が請求</u> を行うことができます。
5年ごと利差配当付年金払特約	介護一時金等の全部または一部を一時金にかえて、 <u>年金で受取る</u> ことができます。 なお、将来お受取りいただく年金額は、年金基金設定日(年金支払開始日)時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づき算出します。

次ページへ

●保険金・給付金等のお支払いについての留意事項

リビング・ニーズ特約

特定状態保険金額は、主契約の死亡給付金額の全額(ただし、最高3,000万円を限度)を指定保険金額とし、この指定保険金額から6か月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額になります。

4. 契約者配当金について

- この保険に配当金はありません。
- 「5年ごと利差配当付年金払特約」を付加した場合、この特約の契約者配当金は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、年金基金の設定後5年ごとにお支払いします。
- 運用の状況によっては、配当金が生じない場合があります。

5. 解約返戻金について

解約した場合は、保険期間を通じて一時払保険料相当額の80%の解約返戻金をお支払いします。

- [一社]生命保険協会の「生命保険相談所」
この商品に係る指定紛争解決機関は[一社]生命保険協会です。
詳細は「[重要事項説明書\(注意喚起情報\)](#)」の「13. ご相談・ご照会・苦情等の受付先」をご確認ください。

- ご相談・ご照会・苦情等の受付先
当社のご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情につきましては総合サービスセンターまでご連絡ください。

ご相談・ご照会・苦情等の受付先 AIG富士生命総合サービスセンター
フリーダイヤル 0120-211-901 受付時間: 月～金 9時～17時(祝日・年末年始を除く)
ホームページ <http://www.aig-fuji-life.co.jp/>

<引受保険会社> AIG富士生命保険株式会社 本社:東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル

重要事項説明書(注意喚起情報)

- 「重要事項説明書(注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- このほか、支払事由やご契約の内容に関する事項は『[ご契約のしおり・約款](#)』に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1. クーリング・オフ制度について

- ◆ 「ご契約の申込日」または「クーリング・オフ制度について記載した書面を受け取った日」のいずれか遅い日から起算して**14日以内**であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。この場合、お申込みいただいた保険料を全額お返します。
- ◆ 当社の指定する医師の診査が終了した場合や、法人をご契約者とする場合等は、このお取扱いをいたしません。

2. 健康状態や職業等の告知義務について

《告知義務について》

- ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知をしていただく義務があります。
- **過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、お身体の障害状態、職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。**



告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店)・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

《傷病歴等がある方への引受対応について》

- ご契約者間の公平性を保つために、お客さまのお身体の状態に応じた引受対応を行っており、ご契約のお引受けをお断りすることがあります。

《告知が事実と相違する場合》

- ◆ **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約や特約を解除することがあります。**
- 責任開始日(復活日)から2年を経過していても、給付金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合、ご契約や特約を解除することがあります。
- **ご契約や特約を解除した場合には、給付金等をお支払いすることや、保険料のお払込みを免除することはできません。**
- ただし、「給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することがあります。
- ◆ 上記以外にも、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。
- この場合、告知義務違反による解除の対象外となる責任開始日(復活日)から2年経過後でも取消しとなる場合があります。また、**すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

3. 保障の責任開始期について

- ◆ お申込みいただいたご契約の引受けを当社が承諾した場合は、「一時払保険料を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時からご契約の保障が開始されます。

4. 給付金等をお支払いできない場合等

次のような場合には、給付金等のお支払いや保険料のお払込みを免除できません。

◆ 免責事由に該当した場合

例:ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき、被保険者の犯罪行為

◆ 責任開始期前に生じた疾病や傷害の場合

- ・ 給付金等のお支払いは、その原因となる疾病や不慮の事故等が責任開始期以後に生じた場合に限りです。約款に特に定めがない限り、疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じていた場合には支払事由に該当しません。

◆ 告知義務違反による解除の場合

◆ 重大事由による解除の場合

- ・ 給付金等を詐取る目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除されたとき

◆ 保険料のお払込みがないことによる失効の場合

◆ 保険契約について詐欺による取消しの場合

◆ 給付金等の不法取得目的による無効の場合

5. ご契約内容等の確認制度について

- ◆ 当社の社員または当社で委託した者が、ご契約の申込後、または給付金等のご請求および保険料払込免除のご請求の際、ご契約の申込(告知)内容またはご請求内容等について訪問または電話により確認させていただく場合があります。

6. ご契約の効力

- ◆ 契約者貸付の元利金和解約返戻金額を超えた場合、当社では指定の期日までに所定の金額のお払込みを求めるとの通知をします。
- ◆ 指定の期日までにお払込みがないと、**ご契約の効力はなくなります(失効)**。

7. 効力を失ったご契約の復活について

- ◆ 効力を失ったご契約でも、失効日から**1年以内**であれば復活を申し込むことができます。
- ◆ この場合、次のとおり取り扱います。
 - ・ 改めて告知または診査をしていただけます。(健康状態などによってはご契約の復活ができないこともあります。)
 - ・ 失効している期間の所定の金額のお払込みが必要となります。
 - ・ ご契約の復活を当社が承諾した場合、「所定の金額を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から、保険契約上の保障が開始されます。

8. ご契約の解約と解約返戻金

- ◆ 払込保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払いに、また他の一部は契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約時の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- ◆ 解約返戻金の額は保険種類、契約年齢、保険料払込期間、経過年月数、保険料払込年月数等により異なります。特に、ご契約後短期間で解約された場合は、全くないか、あってもごくわずかです。なお、この保険の解約返戻金額は、保険期間を通じて、一時払保険料相当額に0.8を乗じて算出します。

9. 現在のご契約を解約・減額等して、新たにご契約をお申込みになる際の留意事項

- ◆ 現在のご契約を解約・減額等（失効することや払済保険・延長定期保険への変更を含みます。以下、同じ）して新たにご契約をお申込みになる場合、下記の点でご契約者に不利益となることがあります。

《現在のご契約についての留意事項》

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約された場合は、全くないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失う場合があります。

《新たにご契約についての留意事項》

- 保険料は現在の被保険者の年齢等により改めて決まりますので、保険料が高くなる場合があります。
- 一般のご契約と同様に告知義務があります。
- 新たにご契約の責任開始日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 詐欺による契約の取消しの規定等について、新たにご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- 告知が必要な傷病歴等がある場合は、その告知をされなかったために解除・取消しとなることがあります。

10. 給付金額等が削減される場合

- ◆ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。
- ◆ 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
受付時間：月～金（祝日・年末年始を除きます。）9時～12時、13時～17時
ホームページアドレス：<http://www.seihohogo.jp/>

11. 給付金等のご請求について

- ◆ 給付金等の支払事由に該当した場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社（募集人、最寄りの支店または当社の総合サービスセンター）にご連絡ください。
- ◆ ご契約内容によっては、複数の給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等は当社にご連絡ください。
- ◆ 代理請求について
 - 給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人特約により、指定代理請求人が請求を行うことができます。
 - ご契約者は指定代理請求人の方に対し、「ご契約の内容」および「代理請求ができること」を必ずお伝えください。

次ページへ

◆ ご住所等を変更された場合

- ◆ 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがありますので、**ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ず当社にご連絡ください。**

12. 法令等の改正に伴う普通保険約款の変更

- ◆ 当社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの普通保険約款に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、普通保険約款の支払事由を変更することがあります。
- ◆ この場合、当社は変更日の2か月前までにご契約者に変更内容を通知します。ただし、正当な理由によって変更日の2か月前までに通知できない場合には変更日前に通知します。

13. ご相談・ご照会・苦情等の受付先

- ◆ この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ◆ (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>)
- ◆ 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に「裁定審査会」を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- ◆ ご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情等につきましては総合サービスセンターへご連絡ください。

ご相談・ご照会・苦情等の受付先 AIG富士生命総合サービスセンター
フリーダイヤル 0120-211-901 受付時間: 月～金 9時～17時(祝日・年末年始を除く)
ホームページ <http://www.aig-fuji-life.co.jp/>